

# 住宅用火災警報器の設置済シールを無料交付します

北上地区消防組合消防本部

平成23年6月1日から、住宅用火災警報器を寝室等に設置することが義務付けとなっております。当消防本部では、火災予防条例の基準どおり設置している世帯を対象に、希望者へ設置済シールを無料で交付することとしました。

※ 火災予防条例で設置が義務化されている場所

寝室及び2階以上に寝室がある場合は階段の天井部分等



設置済シールの見本 【実寸大】

・設置済シールの申請方法

下記の申請書に記入し、消防本部、又は最寄りの消防署へ提出してください。その場で審査し、シールを交付いたします。

・お問い合わせ先

北上市柳原町二丁目3-6 消防本部 予防課 (0197-65-5173)

----- きりとり線 -----

## 住宅用火災警報器設置済シール交付申請書

設置した住宅の住所、 世帯主名及び電話番号	住 所 ----- 世帯主名 ----- 電話番号 -----
行 政 区 名	
寝 室 の 数	寝室 室 (うち2階以上 室)
設 置 し た 個 数	寝室 個 階段の天井部分、その他 個
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

※欄は記入しないでください。